

# 地域自主戦略交付金に関する 制度改善意見 資料



平成 24 年 7 月 4 日  
指定都市市長会

## 「地域自主戦略交付金」に関する指定都市市長会の緊急意見

平成23年度から都道府県に導入された地域自主戦略交付金が、今年度から指定都市に拡大されたことは、地域の自主性を高める取組が一步前進したものと認識しており、また、自治体間の財政力による調整を行わないなど、これまで指定都市が要請してきた結果が一部反映されたものとして、一定程度評価するところである。

しかしながら、税源移譲に向けた工程が明確になっていないことや、情報提供が不十分であったことから、予算計上額が確定せず混乱をきたしたことなど、現段階で地方の意見が受け入れられていないことも多い状況である。特に、地方が必要とする総額が確保されておらず、継続事業の実施にも支障をきたす状況となっており、誠に遺憾である。

こうしたことから、地域自主戦略交付金を真の分権型社会を実現する制度とするため、次のとおり要請する。

- 1 継続事業に配慮しつつ、地方が必要とする総額を確保すること
- 2 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置と位置付けるとともに、それまでの工程を明確にすること  
また、客観的指標による配分割合を早期に拡大すること
- 3 各種事務手続きの簡素化及び更なる予算の流用の弾力化など、より自由度が高く、活用しやすい制度とすること
- 4 算定方法の見直しや対象事業の拡大などの制度改正を行う際には、十分に指定都市を含む地方の意見を反映するとともに、予算編成に支障をきたすことのないよう、速やかな情報提供を行うこと

平成24年5月15日  
指定都市市長会

## 地域自主戦略交付金の指定都市への導入に対する評価

- 地域の自主性を高める取組が一步前進した。
- 都道府県分で実施されている「自治体間の財政力による調整」を行わないこと、客観的指標に「人口」等の簡素な指標が採用されたことなど、指定都市のこれまでの要請が一定程度反映された。
- 従来の国庫補助金と異なり、国による事前関与が縮小したため、地方の実情に応じ、自主的な判断で対象事業を選択し、優先的に実施すべき事業に重点配分することができた。
- 事業実施計画の策定段階で担当局が異なる（所管府省の枠を越えた）事業間での国費の調整ができた。
- 年度途中において、事業量の変動や入札による差金について、府省が異なる事業間での調整が可能となった。

## 地方が必要とする総額の確保

- 各府省からの拠出により、指定都市分だけで1, 239億円という大きな額を地域自主戦略交付金化につなげた政府の取組には敬意を表する。
- 一方で、事前の事業量調査の指定都市所要額1, 666億円を下回っており、また、都市ごとの見込と交付額の比較でも「必要な総額が確保されていない」という声が挙がっている。
- 国全体での公共事業費の削減や東日本大震災の復興への財源配分の重点化の動きは理解しているが、地方としては「三位一体改革」のような、「国の財源捻出のための地方狙い撃ちの削減」を警戒している。
- 片山前大臣からは「国の財源捻出のための削減はしていない」との発言があったが、地方としては、国予算全体の動きと地域自主戦略交付金移行額との比較検証ができなかった。

**1 地方が必要とする総額の確保に精力的に取り組んでいただきたい。**

**2 地方の公共事業費を一律で減額されることは厳しく、大都市特有の財政需要を勘案しながら、投資の重点化等の検討をお願いしたい。**

**3 地方の要望額や前年度予算額との比較が地方でも検証できるようにしていただきたい。**

## 継続事業分の算定方法と客観的指標による配分割合

- 指定都市は、地域自主戦略交付金を「税源移譲までの経過措置」として位置付けている。
- 継続事業分について、前年度実績と当年度見込の平均に予算枠に対する乗率を掛けて算出したことにより、所要額が確保された都市がある一方で、大幅に下回った都市もあり不公平感がある。
- 客観的指標については、概ね理解が得られているものと認識している。

### 《指定都市の主な意見》

- ・継続事業分は廃止、すべて客観的指標による配分へ移行
- ・継続事業分は当年度見込のみで算定
- ・実績による算定は不公平。継続事業に留意しつつ、客観的指標による配分の割合を増やすことが適当
- ・継続事業分を廃止し、すべて客観的指標による配分に移行することを前提として、移行するまでの間は複数年の平均により算定

- 1 地域自主戦略交付金は税源移譲までの経過措置と位置づけ、それまでの工程を明らかにしていただきたい。**
- 2 継続事業分の算定方法の見直しや客観的指標による配分割合の拡大について、地方の意見を聞きながら、対応していただきたい。**

## 国・地方双方の事務の簡素化

- 各市からの意見では、事務負担が減少したとしている市は少なく、ほとんどが増加していると認識
- 地域自主戦略交付金が導入されたことにより、地方の自由度が高まる分、果たすべき説明責任や、これまで各府省が行っていた調整などの役割が地方に移り、そうした事務負担が増加する面があることは理解している。
- 「国における交付金の配分コストの軽減」も、交付金導入の目的の1つであるが、交付申請前にヒアリングが実施されているなど、国が、従来の国庫補助金等と同様の対応を求めているものがあるようである。

**1 予算主管府省や窓口の一元化、事務手続の一本化・簡素化など、新たな体制整備や法改正が必要になるものもあるが、前向きな対応をお願いしたい。**

**2 国において手続の簡素化が進んでいないものは、徹底的に洗い出して見直していただき、事務の効率化・負担軽減を図っていただきたい。**

**⇒ 国における事務の削減・見直しが地方の事務負担の軽減だけでなく、自由度の拡大にもつながると考える。**

## 地方への早期の情報提供

- 平成24年度の予算編成段階では、移行する事業が確定できず、また、算定方法も明らかになっていなかったため、地方の実情に応じて、優先的に実施すべき事業への重点配分の調整などについて、十分に対応できなかった。
- そのため、対象事業の選択結果など、「地域の自主性を高める取組」について、市民や市議会に対して十分な説明ができなかった。
- 国から提供されていた情報では、国庫補助金から地域自主戦略交付金へ移行するか判然としなかった事業について、最終的に移行の対象外となったが、それが判明した時点では国庫補助金の採択も受けられず、結果として財源を確保できなかった事例がある。

- 1 早期の対象事業の確定と、正確かつ迅速な情報提供をお願いしたい。**
- 2 国の各府省・出先機関から発信される情報や、対応の統一を図っていただきたい。**

## 対象事業の拡大と年度間偏在の解消

- これまでの各府省における国庫補助金の制度見直しにおいて、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金のように各府省ごとに補助金を統合して交付金化されたものは、対象事業間で比較的柔軟に調整を行うことができたが、それはあくまで各府省所管の範囲内のものであった。
- 地域自主戦略交付金は、府省を越えた調整が可能となったが、対象が限定的であるため、特に事業部門からは、使い勝手が悪くなったという意見が出ている。

- 1 地域の自主性を生かした事業選択が可能なもの、都市や年度間の事業量格差が比較的小さいもの、従来の国庫補助金との区分に規模による要件等が設定されているために使い勝手が悪くなっているものは、地域自主戦略交付金に移行していただきたい。**
- 2 大規模事業のうち、「国と地方との役割分担」により地方が担うべき事業については、事業量の年度間偏在の解消という課題はあるが、将来的には地域自主戦略交付金の対象となるよう取り組んでいただきたい。**



- 指定都市は地域自主戦略交付金を「税源移譲までの経過措置」とするよう求めている。
  
- 将来的に税源移譲を求めることは、年度間の事業費の偏在の課題についても、従来のように国に頼ることなく、地方が自立的かつ計画的な行財政運営を行い対応すべきもので、そうした責任を負うものと認識している。
  
- 今夏には「地域主権推進大綱（仮称）」の策定も予定されているが、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に応じた行政が可能となるよう、「税源移譲までの経過措置」としての地域自主戦略交付金について、現状の課題を解決し、さらなる制度改善に取り組んでいただきたい。